

## 第178回山形県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成29年12月19日(火) 14時00分～14時30分
- 2 場 所 山形県自治会館 4階 401会議室
- 3 付議事項 別添のとおり
- 4 出席委員 青柳委員、伊藤委員、國井委員、佐藤(和)委員、高谷委員、守屋委員、木内(浅沼)委員、津田(玉石)委員、尾関(石川)委員、加藤(小池)委員、石黒委員、金澤委員、菊池委員、坂本委員、佐藤(藤)委員、渡邊(元)委員  
16名
- 欠席委員 本間委員、渡邊(享)委員、渡辺委員、相樂委員、土田委員、高橋委員、吉宮委員  
7名
- 5 事務局報告 本審議会が開会要件を満たしていることを報告した。

### 6 議 事

#### (1) 会長選挙 (設楽課長補佐)

本審議会の会長は、山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者の委員のうちから、委員の選挙によって定めることとされておりますが、学識経験者の委員の改選に伴いまして、ただ今、会長が不在となっております。

つきましては、新会長の選出のため仮議長の選任が必要となりますが、仮議長の選出につきましては、事務局にご一任いただいでよろしいでしょうか。

( 異議なしの声 )

ご異議がないようでございますので、仮議長を指名させていただきます。  
國井委員、お願いいたします。

#### (仮議長)

ただいまご指名いただきました國井でございます。

それでは、ただいまから第178回山形県都市計画審議会を開会いたします。

本日の審議会は、公開といたします。

会長を選出するまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。山形県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長を学識経験者の委員のうちから、委員の選挙により定めることとなりますが、選挙はどのような方法で行えばよろしいでしょうか。

( 「仮議長一任」の声 )

仮議長一任のご発言がありますが、いかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、選挙の方法は「指名推選」により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

異議なしと認めます。よって、指名推選の方法により行うことに決定しました。指名は、私の方から行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

異議なしと認めます。それでは私から会長を指名させていただきます。会長に高谷委員を指名いたします。ただいまの指名に対し、ご異議ありませんか。

( 異議なしの声 )

異議なしと認めます。  
よって、高谷委員が会長に選出されました。  
皆様のご協力、誠にありがとうございました。

(設楽課長補佐)

それでは、山形県都市計画審議会条例第6条第2項により、高谷会長、議長をお願いいたします。

(議長)

ただいま皆様からのご指名によりまして、会長に選出されました高谷でございます。皆様のご協力をいただきまして、職責を果たして参りたいと存じますので、どうぞ

よろしくお願い申し上げます。

(2) 知事説明・審議

(議長)

それでは、議事を続けます。

まず初めに、会長の職務代理人についてですが、山形県都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長の職務代理人は会長の指名によることとされておりますので、私から指名いたします。

会長の職務代理人は、守屋委員にお願いいたします。

次に、本日の議事録署名委員2名を私から指名いたします。青柳紀子委員、伊藤精司委員、以上の両委員にお願いいたします。

次に、本日の審議会における表決は、挙手の方法によりたいと思います。

今回、知事より本審議会に付議されました案件は、皆様のお手元に差し上げております議案書のとおり、2案件でございます。

付議事項について当局から説明をお願いいたします。

(後藤県土整備部次長)

県土整備部次長の後藤でございます。

本日は、委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中、またお足元の悪い中ご出席いただき、誠にありがとうございます。知事が所用で出席できませんので、知事に代わって提案させていただきます。

本日の案件は2案件でございます。議第1号は「酒田都市計画 区域区分の変更」でございます。議第2号は「酒田都市計画 臨港地区の変更」でございます。

議第1号「酒田都市計画 区域区分の変更」につきましては、酒田港湾区域内の高砂ふ頭岸壁延伸工事におきまして、工事竣工の目処がたったことから、酒田港湾計画の用途及び港湾管理者の土地利用計画に合わせ、港湾の良好な管理運営を図るため、区域区分を変更するものでございます。

議第2号「酒田都市計画 臨港地区の変更」につきましては、酒田臨港地区における港湾施設の整備を促進すると共に、港湾の良好な管理運営を図るため臨港地区の変更を行うものでございます。

以上の2つの議案は、変更に至る動機等が概ね共通でありますので、内容の詳細及び縦覧結果等につきましては事務局より一括してご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(議長)

それでは、議第1号「酒田都市計画 区域区分の変更」及び議第2号「酒田都市計画 臨港地区の変更」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

(議案書及び資料により都市計画課松葉課長が説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま説明いただきました案件について、ご意見、ご質疑はございませんか。

では質疑がないようですので採決に移りたいと思います。

まず、議第1号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

全員の方の挙手がありましたので、全員一致で本案については原案のとおり決定いたします。

(議 長)

続きまして、議第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(議 長)

挙手全員でございますので、本案につきましても原案のとおり決定いたしました。

(議 長)

以上をもちまして、知事より本審議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

知事に対する答申文の作成につきましては、私にご一任くださるようお願いいたしますと存じますがいかがでしょうか。

( 異議なしの声 )

ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、終始慎重なご審議をありがとうございました。これをもちまして、本日の審議を終了いたします。

(終了 14時30分)

平成29年12月19日